

議案第37号

**東近江市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

東近江市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年5月30日提出

東近江市長 小 椋 正 清

## 東近江市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

東近江市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年東近江市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「医療の給付の支給」を「医療に関する給付の支給」に改め、

同表2の項中 「

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
--

」を

「

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「医療保険関係情報」という。）であって規則で定めるもの

」に改め、同表3

の項から9の項までの規定中 「

住民票関係情報であって規則で定めるもの
---------------------

」を

「

住民票関係情報であって規則で定めるもの
医療保険関係情報であって規則で定めるもの

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

福祉医療費助成等に関する事務において利用できる特定個人情報を追加したく、本議案を提出するものである。